



2019年1月18日

各位

会社名 株式会社オプティマスグループ
代表者名 代表取締役社長 山 中 信 哉
(コード：9268 東証第二部)
問合せ先 総務部長 嘉 悦 清 隆
(TEL 03-3456-1764)

利益相反特別委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として利益相反特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）の設置を決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 特別委員会設置の背景と目的

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みであり経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社グループのバリューチェーン（注1）においては、ニュージーランドにて中古自動車の輸入検査を行う会社と、ニュージーランド向けの中古自動車の輸出を取り扱う会社の双方を有するように潜在的な利益相反のリスクを有する事業体制があります。当該体制については「ニュージーランドにおける弊社グループ会社に係る報道について」（2018年11月9日付開示）に記載のとおりです。

潜在的な利益相反にかかる管理体制の強化は、当社グループの事業活動の信頼性、取り扱っている商品の安全性につながる最重要課題の一つであり、また将来の制度変更・認証基準強化の可能性に鑑み、既存のコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会とは別に、このような潜在的な利益相反を適切に管理、低減するための機関として、取締役会の任意の諮問機関としての特別委員会を設置することといたしました。

(注1) 中古自動車の仕入れから、検査、輸送、アフターサービスに至るまで、中古自動車の取引に係る一連の事業機会を当社グループ内に取り込む体制

2. 特別委員会の主な役割

特別委員会は、取締役会の諮問に応じて、グループ内の以下の事項について審議し、取締役会に対して答申します。

- (1) ガバナンス態勢、利益相反にかかる規程類等の整備運用状況
- (2) 利益相反リスクの特定と効率的管理
- (3) 適切なモニタリングおよび適正な報告体制の整備状況
- (4) その他取締役会が必要と認めた事項

3. 特別委員会の構成

特別委員会は、当社監査等委員である取締役1名を含む6名の取締役を委員とし、審議する内容・事項に応じて当社グループ会社の社長、CEO、部長級等の要職から適宜監事を任命するとともに、監督者としての当社監査等委員である取締役（常勤）で構成します。特別委員会の委員長は、当社代表取締役とします。

4. 設置日

2019年1月18日

以上